

# 創業時の経営者保証を不要とする融資制度が始まります 【中小企業制度融資の充実】

都は、新しい時代を切り拓き、課題解決や成長を促すため、令和4年11月に新たなスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」を公表するなど、創業の促進に努めています。

このたび、国は、スタートアップ等の創業を促進するため、**創業時の資金借入時の個人保証を不要とする保証制度の創設**を発表しました。

これを受け、都においても、創業時の経営者のリスクを軽減し、創業機運の醸成を促すため、「東京都中小企業制度融資」において、新たなメニューを創設し、**融資期間や据置期間を拡充**するなど、創業期の中小企業の資金繰り支援を強化します。

## NEW 創業融資「創業経営者保証不要型」

令和5年3月中 開始予定

### ポイント① 経営者保証が不要に

- 一定の要件を満たした場合、**借入にかかる経営者保証が不要**となります

### ポイント② 融資期間・据置期間の一部拡充

- 一定の要件を満たした場合、**元本返済を3年まで据え置くことができます**
- **運転資金の融資期間**を7年から**10年に拡充**します

※受付開始日は、国の保証制度の施行日が公表され次第、改めてお知らせします。

※2月20日から、東京信用保証協会の各窓口で事前相談受付を開始します。

メニュー名称	主な内容
創業融資 「創業」	<p>【現行メニュー「創業」：今後も継続します】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対 象：・事業を営んでいない個人（1か月以内に個人で又は2か月以内に会社を設立して創業する計画を有すること） ・創業又は都内での分社化から5年未満の中小企業者 など</li> <li>● 融資限度額：3,500万円 ● 融資利率：1.5%以内～2.5%以内</li> <li>● 信用保証料：全事業者1/2補助 ● 融資期間：運転7年・設備10年（いずれも据置1年以内）</li> </ul>
	<p><b>NEW 【創業経営者保証不要型】</b></p> <p><b>国の全国統一保証制度「スタートアップ創出促進保証」</b> <b>【令和5年3月中 開始予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対 象：今後2か月以内に創業予定または創業から5年未満の会社 ※創業予定者または税務申告1期末終了者は自己資金要件あり（創業資金総額の1/10以上）</li> <li>● 融資限度額：創業関連保証（上記メニューなど）の範囲内（3,500万円）</li> <li>● 融資期間：運転・設備ともに10年以内（据置1年以内又は3年以内）</li> <li>● 保 証 人：経営者保証不要</li> <li>● 信用保証料：上記「創業」の保証料（協会所定）に0.2%上乘せ</li> <li>● 信用保証料補助：上乘せ後の保証料から都が1/2を補助（全事業者）</li> </ul> <p>※ 創業3・5年目決算時にガバナンスのチェックを受けることとなります （内容は国の保証制度に準拠することとし、詳細は今後の国の定めによります）</p>

▶ 融資メニューの詳細は産業労働局ホームページ（QRコード参照）でもご確認いただけます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/new/>

【問い合わせ】産業労働局金融部金融課 電話 03-5320-4877

